

## 郡山市産業用地適地調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、郡山市が、産業用地適地調査業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、事業者の有する知識や経験、事業提供力を総合的に評価し、最も適格と判断される事業者を選定するために、必要な事項を定める。

### 1 業務概要

- (1) 事業の目的 郡山西部第一工業団地の完売後を見据え、企業進出の受け皿となる新たな産業用地の整備について検討するため、産業用地に対する需要や、整備する場合の適地、手法等について専門的かつ多面的な観点から調査を行い、事業実施判断に必要な基礎資料を作成する。
- (2) 業務名 郡山市産業用地適地調査業務委託
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結の日から令和9年2月26日まで
- (5) 提案上限金額 14,960,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和7年3月28日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46条）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (5) 本公告の日から過去10年間（本公告の日の10年前から参加申込書の提出期限までの間）に、地方公共団体が発注した同種又は同類の適地調査業務を履行した実績を1件以上有する者であること。
- (6) 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (7) 国税及び郡山市税を滞納していない者であること。
- (8) 次のいずれかの資格を有する管理技術者及び照査技術者を配置できる者であること。

なお、管理技術者と照査技術者を兼ねることはできない。

ア 技術士（建設部門：都市及び地方計画）

イ 技術士（総合技術管理部門：都市及び地方計画）

ウ シビルコンサルティングマネージャ都市計画及び地方計画）

### 3 スケジュール

質問受付締切	令和8年3月31日（火） 16時
質問回答	令和8年4月6日（月）（予定）
参加申込書等受付締切	令和8年4月10日（金） 16時
参加資格確認結果通知	令和8年4月15日（水）（予定）
事業提案書受付締切	令和8年5月1日（金） 16時
プレゼンテーション等	令和8年5月13日（水）（予定）
結果通知	令和8年5月15日（金）（予定）
見積徴取及び契約締結	令和8年5月26日（火）（予定）

### 4 質問の受付及び回答

(1) 提出期限：令和8年3月31日（火） 16時（必着）

(2) 提出方法：質問書（様式第1号）を電子メールで産業創出課に提出し、必ず電話で到達確認を行うこと。

(3) 回答日：令和8年4月6日（月）（予定）

(4) 回答方法：郡山市ウェブサイトに掲載（社名非公表）。

### 5 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書

契約書の写し等、実績内容を証する書類を添付すること。

イ 事業者概要資料（任意様式 パンフレット等でも可）

ウ 印鑑証明書

エ 履歴事項全部証明書（法人のみ）

オ 納税証明書

国税：様式その3の3（法人）又は様式その3の2（個人）

市税：直近1年分の法人市民税（法人）又は住民税（個人）

カ 委任状 ※支店、営業所等で申請を行う場合のみ、提出が必要。

(2) 提出期限：令和8年4月10日（金） 16時（必着）

(3) 提出方法：持参又は郵送にて産業創出課に提出

※持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成3年郡山市条例第7号）

第1条に規定する市の休日を除く8時30分から17時15分（最終日は16時）までの受付とする。

※郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによるものとし、提出期限までに到着したものを有効とする。

- (4) その他 :ウからオについては、原本の写しでも可とするが、参加申込日時点において、発行から3か月以内かつ最新の内容が確認できるものを提出すること。

郡山市一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査等に関する要綱（令和6年9月6日制定）に基づく認定を受け、令和7・8年度競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者は、ウからカについて、提出を省略することができる。ただし、カについては、登録と異なる支店又は営業所等で参加申込を行う場合は、提出を省略することができない。

## 6 参加資格確認結果の通知等

「2 参加資格」の事項を全て満たす者が審査し、令和8年4月15日（水）（予定）に確認結果を電子メールにより通知する。なお、参加資格確認結果の通知を受けた参加申込者が参加を辞退する場合は、企画提案書提出期限前日までに提案辞退届（任意様式）を郵送または持参にて産業創出課に提出すること。

## 7 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式にて8部）※提案は、1社につき1案とする。

#### (ア) 規格

A4判（縦）で作成すること。ただし、資料の内容によりA3判とした方が確認しやすい場合には、A3判の利用を認める。

#### (イ) 内容

「郡山市産業用地適地調査業務委託仕様書」を踏まえ、以下の項目が網羅されるように作成すること。

- 会社概要及び業務実績
- 具体的な提案

仕様にある業務の実施方法や想定される成果物について、専門的な立場から提案すること。なお、事業費上限額の範囲内において、事業の目的達成に有益だと思われる事項について、仕様書に定めた業務以外にも提案可能とする。

- 実施スケジュール
- 実施体制

#### イ 参考見積書（任意様式にて8部）

業務内容及び人件費等の積算根拠（内訳等）が分かるように記載すること。

(2) 提出期限：令和8年5月1日（金） 16時（必着）

(3) 提出方法：持参又は郵送にて産業創出課に提出

※持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成3年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く8時30分から17時15分（最終日は16時）までの受付とする。

※郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによるものとし、提出期限までに到着したものを有効とする。

### 8 審査

審査委員会を開催し、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、企画提案書等が複数の事業者から提出され、全者のプレゼンテーション実施が困難と判断される場合には、提出された企画提案書等を基に書類審査を行い、プレゼンテーションを実施する者を選定する。

(1) 実施日：令和8年5月13日（水）（予定）

※ 時間や場所等の詳細は別途通知する。

(2) 時間：1社につき30分（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）

(3) 審査員：郡山市産業用地適地調査業務委託に係るプロポーザル選定委員会委員

(4) 審査方法：提出された提案書等及びプレゼンテーションについて、「9 選定基準」に基づき審査員が採点を行い、最も評価の高い者を契約候補者、次に評価の高い者を次順位者として決定する。

(5) 結果通知：令和8年5月15日（金）（予定）に電子メールにより通知する。

### 9 選定基準

「郡山市産業用地適地調査業務委託プロポーザルに係る契約候補者選定基準」のとおり

### 10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

(4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

### 11 契約条件

(1) 提出された提案書等について選定委員会で審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

(2) 契約候補者の特定から契約締結までに「10 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。

(3) 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号）による。

(4) 契約書の作成を要する。

(5) 支払いについては、全ての業務完了後に一括して支払うものとする。

## 12 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

郡山市農商工部産業創出課企業誘致係

電話番号：024-924-2271

FAX 番号：024-925-4225

E-mail：sangyou-yuuti@city.koriyama.lg.jp

## 13 その他

(1) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類は返却せず、著作権は事業者に帰属する。

(3) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。

(4) 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、事業者の負担とする。

(5) 本プロポーザル実施に関する審査結果については、郡山市ウェブサイトに掲載する。